

共済積立貯金の解約をお願いします

組合員の資格を喪失する場合は、次のとおり共済積立貯金の解約をお願いします。
常時勤務再任用の方は継続することができます。

- ・「**貯金払戻(解約)請求書**」を所属所の締切日までに所属所の共済事務担当課へ提出をお願いします。
- ・非課税貯蓄を適用している方は、「**非課税貯蓄廃止申告書**」も併せて提出をお願いします。
- ・請求書は必ず届出の印鑑を使用してください。印鑑が相違している場合は解約できませんので、不明または紛失の場合は、お早めに所属所の共済事務担当課へお問い合わせください。